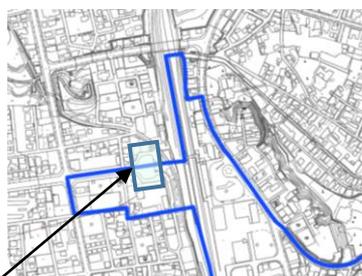


○都市機能誘導区域の区域線の一部見直し

本計画の見直しにあたり、都市機能誘導区域の再検討を行いました。

計画策定当初の都市機能誘導区域では、西口駅前広場（ロータリー）が南北に分断されている形となっておりましたが、令和4年度の見直しにおいて、西口駅前広場は誘導区域内において都市機能を維持するための一施設として重要であり、都市機能誘導区域内外にまたがっている状態は適切ではないため、周囲の地形地物（道路）に合わせ都市機能誘導区域の一部を見直しました。

見直し前



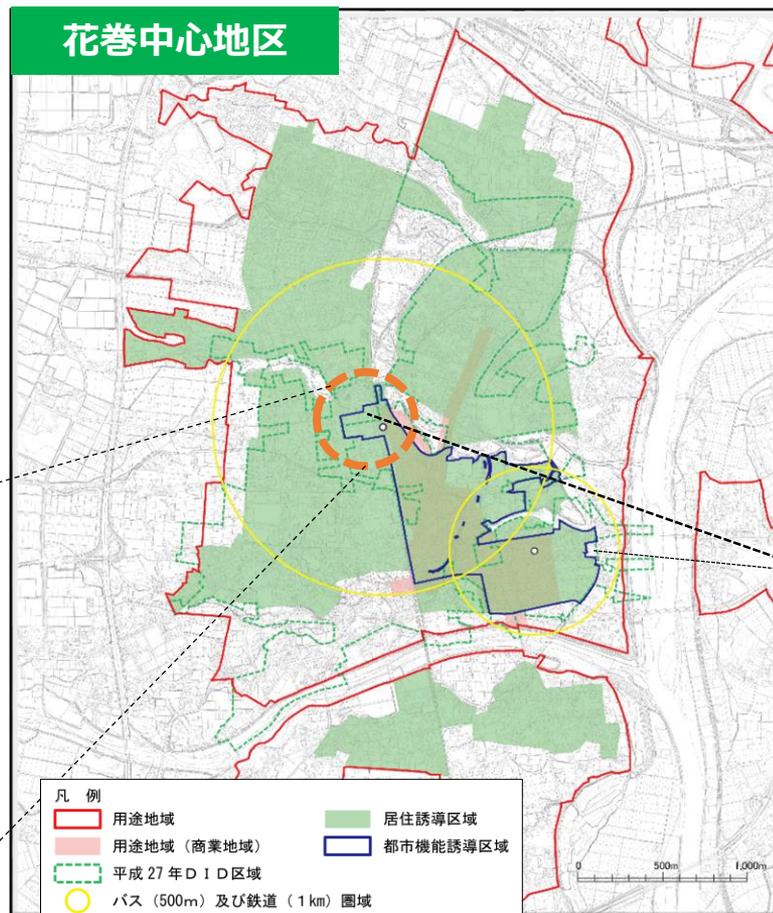
西口駅前広場

見直し後



花巻駅

花巻中心地区



【都市機能誘導区域設定条件】

- ・居住誘導区域内の人口が集中している（D1D区域）エリア
- ・ピーク時に運行本数が片道3本以上の鉄道駅である花巻駅から半径1km、バス停留所から半径500m以内のエリア
- ・公共用地率が15%以上のエリア
- ・商業、医療、福祉、子育てなどの様々な生活サービス施設が集積している若しくは集積可能エリア（商業地域等）

見直し箇所（西口）+1.11ha
除外箇所 -0.78ha ※p.22参照
合計増減 +0.33ha